

○栃木県立自然公園条例施行規則等の一部改正

栃木県規則第42号

栃木県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(栃木県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 栃木県立自然公園条例施行規則（昭和33年栃木県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 公園計画（第1条）</u></p> <p><u>第1章の2 公園事業（第1条の2—第13条の2）</u></p> <p>第2章 保護及び利用（第14条—<u>第18条の3の2</u>）</p> <p>第3章 略</p> <p><u>第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第18条の10—第18条の14）</u></p> <p>第4章 風景地保護協定及び公園管理団体（<u>第18条の15—第18条の19</u>）</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 公園計画</p> <p>第1条 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号。以下「条例」という。）<u>第7条の2第1項に規定する知事が定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。</u></p> <p><u>(1) 条例第7条の2第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第14条の2第1項又は第29条の2第1項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村</u></p> <p><u>(2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称</u></p> <p><u>(3) 提案の理由</u></p> <p><u>2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更又は公園計画の変更に係る申出に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>第1章の2 公園事業</p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>公園事業（第1条—第13条）</u></p> <p>第2章 保護及び利用（第14条—<u>第18条の3</u>）</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 風景地保護協定及び公園管理団体（<u>第18条の10—第18条の13</u>）</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 公園事業</p>

(公園事業となる施設の種類の種類)

第1条の2 条例

第2条第

3号の知事が定める施設（以下「公園施設」という。）は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機

(7)～(12) 略

(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)

第1条の3 条例第8条の2第1項に規定する知事が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した書面

ア 条例第8条の2第1項の規定による提案（以下この項及び次項において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町村

イ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の執行の承認又は認可の申請)

第3条 略

2 条例第9条第4項第6号の知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造（第1条の2第7号に掲げる施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

(2) 第1条の2第1号から第9号までに掲げる施設にあっては、その供用開始の予定年月日

(3) 略

3 条例第9条第5項の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第1条の2第7号に掲げる施設に係る申請にあっては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、市町村による承認の申請にあっては第5号から第8号まで、第10号及び第11号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規

(公園事業となる施設の種類の種類)

第1条 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木

県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第

3号の知事が定める施設（以下「公園施設」という。）は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設_____及び昇降機

(7)～(12) 略

(公園事業の執行の承認又は認可の申請)

第3条 略

2 条例第9条第4項第6号の知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造（第1条第7号_____に掲げる施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

(2) 第1条第1号_____から第9号までに掲げる施設にあっては、その供用開始の予定年月日

(3) 略

3 条例第9条第5項の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第1条第7号_____に掲げる施設に係る申請にあっては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、市町村による承認の申請にあっては第5号から第8号まで_____及び第11号に掲げる書類を除く_____

模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 公園施設の規模及び構造（第1条の2第7号に掲げる施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1程度の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び意匠配色図
- (4) 公園事業を執行する区域内の公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図
- (5)・(6) 略
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する費用に係る収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (8) 工事の施行を要する場合にあっては、公園事業を執行するために必要な資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度の図面
- (10)～(12) 略

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第9条第2項の承認又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該承認又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(変更の承認又は認可を要しない軽微な変更)

第4条 条例第9条第6項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第9条第4項第1号又は第5号に掲げる事項の変更
- (2) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（ただし、同項第1号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

(公園事業の内容の変更の承認又は認可の申請)

第5条 略

—。

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 公園施設の規模及び構造（第1条第7号に掲げる施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図
- (4) 公園事業を執行する区域内の公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (5)・(6) 略
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する費用に係る収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (8) 公園事業を執行するために必要な資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
- (10)～(12) 略

(変更の承認又は認可を要しない軽微な変更)

第4条 条例第9条第6項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第9条第4項第1号並びに前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の変更
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更
- (3) 公園施設の占用又は使用について料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額の変更
- (4) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間の変更

(公園事業の内容の変更の承認又は認可の申請)

第5条 略

<p>2 略</p> <p>3 <u>知事は、前項に定めるもののほか、条例第9条第6項の承認又は認可に関し必要があると認めるときは、当該承認又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>(承継の承認又は認可の申請)</p> <p>第7条 <u>条例第11条第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第3号の2による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>公園施設の種類</u></p> <p>(3) <u>公園施設の管理又は経営の方法</u></p> <p>(4) <u>公園事業を譲渡しようとする年月日</u></p> <p>(5) <u>公園事業を譲渡しようとする理由</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>譲受人が個人の場合にあっては、譲受人の住民票の写し</u></p> <p>(2) <u>譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</u></p> <p>(3) <u>第3条第3項第1号、第2号及び第11号に掲げる書類</u></p> <p>(4) <u>譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する費用について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類</u></p> <p>(5) <u>譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類</u></p> <p>3 <u>条例第11条第2項の承継の承認又は認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第4号による申請書を__知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>条例第11条第3項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した別記様式第5号による申請書を提出して行うものとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>(協議会の公表)</p> <p>第10条 <u>条例第14条の2第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>協議会（条例第14条の2第1項に規定する協</u></p>	<p>2 略</p> <p>(承継の承認又は認可の申請)</p> <p>第7条</p> <p>① <u>条例第11条第1項の承継の承認又は認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第4号による申請書を__知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第11条第2項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した別記様式第5号による申請書を提出して行うものとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p> <p>第10条から第13条まで 削除</p>
--	--

議会をいう。第12条及び第13条の2において同じ。)の名称及び構成員の氏名又は名称

(2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第14条の2第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第11条 条例第14条の3第1項の規定による認定の申請(以下この条において「認定の申請」という。)をしようとする者は、別記様式第7号の2による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、区域の規模が大きいため、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 条例第9条第2項の承認又は同条第3項の認可を要する条例第14条の3第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業(以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。)に関する次に掲げる書類(第1条の2第7号に掲げる施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、市町村が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第3条第3項第1号及び第2号に掲げる書類に限る。)

ア 第3条第3項第1号、第2号、第5号、第6号、第11号及び第12号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(4) 条例第9条第6項の承認又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第3条第3項第1号及び第2号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア及びイに掲げる書類(同項第1号及び第2号に掲げる書類を除く。)

(5) 条例第19条第3項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第15条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(6) 条例第21条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第15条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第

14条の3第4項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

第12条 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第14条の3第2項第8号に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の名称
- (2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第19条第3項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第15条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる事項
- (5) 条例第21条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) その他参考となるべき事項

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第13条 条例第14条の3第6項（条例第14条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第13条の2 条例第14条の4第1項ただし書に規定する知事が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- (3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 第4条各号に掲げる変更
- (5) 計画期間の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第14条の3第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第2章 略

第14条 略

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第14条の2 条例第19条第3項第17号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

(特別地域内における行為の許可申請書)

第15条 略

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図 及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第19条第3項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4・5 略

(特別地域内における行為の許可基準)

第15条の2 略

2・3 略

4 条例第19条第3項第1号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における

第2章 略

第14条 略

(特別地域内における行為の許可申請書)

第15条 略

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

3・4 略

(特別地域内における行為の許可基準)

第15条の2 略

2・3 略

4 条例第19条第3項第1号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における

建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。第17条第1号において同じ。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

略

(7)～(11) 略

5～9 略

10 条例第19条第3項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 申請に係る場所が、条例第19条第3項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

(3)～(11) 略

11 条例第19条第3項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第2号、第8号及び第10号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

12 条例第19条第3項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であって、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第2号及び第8号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第10号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影

建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

略

(7)～(11) 略

5～9 略

10 条例第19条第3項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 略

(2)～(10) 略

11 条例第19条第3項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

12 条例第19条第3項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であって、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影

<p>面積の和が2,000平方メートル以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>13 条例第19条第3項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。</u></p> <p><u>イ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。</u></p> <p><u>ウ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。</u></p> <p><u>エ 動光又は点滅を伴うものでないこと。</u></p> <p><u>オ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</u></p> <p>14 略</p> <p>15 条例第19条第3項第2号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>ア 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>県立自然公園事業に係る施設（第1条の2第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>16～19 略</p> <p>20 条例第19条第3項第6号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。</p>	<p>面積の和が2,000平方メートル以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>13 条例第19条第3項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>14 略</p> <p>15 条例第19条第3項第2号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>ア 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>県立自然公園事業に係る施設（第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>16～19 略</p> <p>20 条例第19条第3項第6号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。</p>
---	--

(1) 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～ウ 略

エ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(イ) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(ウ) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

オ 略

(2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エ及びオの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～オ 略

(3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号エ及びオ並びに前号エの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 略

(4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号オ及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 略

(5) 略

21～28 略

29 第14条の2に規定する行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

(1) 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～ウ 略

エ 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものであること。

オ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

カ 略

(2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エからカまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～オ 略

(3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号エからカまで及び前号エの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 略

(4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号カ及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 略

(5) 略

21～28 略

(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

30・31 略

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第16条 条例第19条第8項第5号の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にあって、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあっては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。)。

(5)～(9)の2 略

(9)の3 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(9)の4～(9)の6 略

(9)の7 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備(以下この号において「無線設備」という。)を改築し、又は増築すること(増築にあっては、増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。)。

(9)の8 既存の電線、電話線又は通信用ケーブル(以下この条において「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)。

(9)の9 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)。

(9)の10 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)。

(9)の11 支持物から他の支持物を経ないで需要場所の引込口に至る電線等及び引込みに要する設備を設置すること。

29・30 略

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第16条 条例第19条第8項第4号の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある

炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること

(5)～(9)の2 略

(9)の3 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(9)の4～(9)の6 略

(9)の7 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備(以下この号において「無線設備」という。)を改築し、又は増築すること(増築にあっては、増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。)。

(9)の8 既存の電線、電話線又は通信用ケーブル(以下この条において「電線等」という。)を既存の電線等の規模を超えない範囲で張り替えること(径の変更を伴うものを除き、色彩の変更を伴わないものに限る。)。

(9)の9 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

(9)の10 支持物から他の支持物を経ないで需要場所の引込口に至る電線等を設置すること。

(9)の11 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置する

(9)の12 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐため、カメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(9)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

(9)の14 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色及び形態が、県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色及び形態であるものに限る。）を設置すること。

(9)の15 県が、公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(10) 略

(11) 自家の生活の用に充てるために木竹（条例第19条第3項第10号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）を択伐すること（塊状択伐を除く。）。

(11)の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(11)の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(12)・(13) 略

(14) 森林の保育_____のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。

(14)の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

(14)の3 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

(15) 略

(15)の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(16) 採取等規制植物の保護増殖のために必要な

こと。

(9)の12 野生鳥獣による人、家畜若しくは農作物_____に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(9)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除_____の目的で、カメラを設置すること。

(10) 略

(11) 自家の生活の用に充てるために木竹_____を択伐すること（塊状択伐を除く。）。

(12)・(13) 略

(14) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。

(15) 略

(15)の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(16) 特定外来生物による生態系等に係る被害の

<p><u>範囲内で竹又はかん木を伐採すること。</u></p> <p>(16)の2 略</p> <p>(16)の3 自家の生活の用に充てるために木竹（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）を損傷すること。</p> <p>(16)の4～(16)の10 略</p> <p>(16)の11 <u>牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</u></p> <p>(16)の12 <u>採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</u></p> <p>(16)の13 略</p> <p>(16)の14～(16)の16 略</p> <p>(17)～(24) 略</p> <p>(25) <u>森林又は野生動植物の保護管理</u> のための標識を掲出し、又は設置すること。</p> <p>(25)の2 ～(25)の10 略</p> <p>(26) <u>宅地内において採取等規制植物</u> を採取し、又は損傷すること。</p> <p>(26)の2 <u>農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。</u></p> <p>(26)の2の2 <u>牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。</u></p> <p>(26)の2の3 <u>採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。</u></p> <p>(26)の2の4 <u>国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取</u></p>	<p><u>防止に関する法律第3章の規定による防除として特定外来生物である木竹を伐採すること。</u></p> <p>(16)の2 略</p> <p>(16)の3 自家の生活の用に充てるために木竹 _____ を損傷すること。</p> <p>(16)の4～(16)の10 略</p> <p>(16)の11 <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による許可に係る木竹を損傷すること。</u></p> <p>(16)の12 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</u></p> <p>(16)の13 略</p> <p>(16)の14 <u>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除として特定外来生物である木竹を損傷すること。</u></p> <p>(16)の15～(16)の17 略</p> <p>(17)～(24) 略</p> <p>(25) <u>森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。</u></p> <p>(25)の2 <u>認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</u></p> <p>(25)の2の2～(25)の10 略</p> <p>(26) <u>宅地内にある植物で条例第19条第3項第10号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。</u></p> <p>(26)の2 <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による許可に係る植物を採取し、又は損傷すること。</u></p> <p>(26)の2の2 <u>認定保護増殖事業等の実施のために条例第19条第3項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。</u></p>
---	--

し、又は損傷すること。

(26)の3～(26)の7 略

(26)の8 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の9 略

(26)の10 略

(26)の11・(26)の12 略

(27)～(28)の11 略

(26)の3～(26)の7 略

(26)の7の2 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による許可に係る動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の9の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(26)の10 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の10の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除として特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の11 略

(26)の12 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

(26)の13 略

(26)の13の2 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

(26)の14 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除として特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(26)の15・(26)の16 略

(27)～(28)の11 略

(28)の12 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除として特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

(28)の12～(28)の26 略

(28)の27 公園管理団体が行う条例第37条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(28)の28 県立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による許可に係る行為として、条例第19条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(28)の29 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第19条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(28)の30 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第19条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(28)の31 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第19条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(28)の32 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第19条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(28)の33 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第19条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)・(30) 略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第18条 条例第21条第7項第5号の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第16条第1号から第9号の15まで、第18号から第25号の2____まで、第27号、____第28号又は第28号の27から第28号の33までに掲げる行為

(2) 略

(3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。）。

(4)～(13) 略

(28)の13～(28)の27 略

(29)・(30) 略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第18条 条例第21条第7項第4号の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第16条第1号から第9号の13まで、第18号から第25号の2の2____まで、第27号又は第28号____に掲げる行為

(2) 略

(3)～(12) 略

(13) 前条に規定する基準を超える工作物の新

築、改築又は増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

(14)～(16) 略

(14)～(16) 略

(17) 前条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

第18条の3 略

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第18条の3の2 条例第25条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 野生動物（条例第25条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

(2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第3章 略

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第18条の6 略

2 略

3 条例第27条第5項の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2)・(3) 略

第18条の9 略

第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

（協議会の公表）

第18条の10 第10条の規定は、条例第29条の2第3項において準用する条例第14条の2第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第10条第1項第1号中「条例第14条の2第1項に規定する協議会をいう。第12条及び第13条の2において同じ」とあるのは「条例第29条の2第1項に規定する協議会をいう。第18条の12及び第18条の14において同じ」と、第10条第1項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「県立自然公園の

第18条の3 略

第3章 略

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第18条の6 略

2 略

3 条例第27条第5項の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2)・(3) 略

第18条の9 略

区域」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第18条の11 条例第29条の3第1項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、別記様式第11号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、区域の規模が大きいため、第1号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 条例第19条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第15条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(3) 条例第21条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第15条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第29条の3第3項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第18条の12 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第29条の3第2項第6号に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の名称

(2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第19条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第15条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる事項

(5) 条例第21条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項

(7) その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第18条の13 条例第29条の3第5項(条例第29条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第18条の14 条例第29条の4第1項ただし書に規定する知事が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 計画期間の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第29条の3第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第4章 略

第18条の15～第18条の17 略

(公園管理団体となることができる法人)

第18条の18 条例第36条第1項に規定する知事が定める法人は、会社又は森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合とする。

(公園管理団体の指定基準)

第18条の19 条例第36条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) 略
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第37条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第37条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 条例第37条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことがで

第4章 略

第18条の10～第18条の12 略

(公園管理団体の指定基準)

第18条の13 条例第36条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) 略
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第37条各号に掲げる業務_____を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としないことその他条例第37条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことがで

きるものであること。

(5) 会社又は森林組合にあつては、県立自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

(証明書の様式)

第19条 条例第15条第3項、第23条第3項、第25条第3項、第29条の6第2項及び第42条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年栃木県規則第10号）別記様式による。

附 則

1 略

（地種区分未定の特別地域内における行為の許可基準）

2 第14条の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内において行われる行為（次項に規定する行為を除く。）については、当該行為が第2種特別地域内において行われるものとみなして、第15条の2第1項から第30項までの規定を適用する。

（地種区分未定の特別地域内における森林施業の許可基準）

3 第14条の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業として行われる条例第19条第3項第2号に掲げる行為に係る同条第4項の知事が定める基準は、第15条の2第15項及び第30項の規定にかかわらず、森林法第5条第1項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。

きるものであること。

(証明書の様式)

第19条 次の表の左欄に掲げる規定の証明書は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

条例第15条第2項	別記様式第10号の6
条例第23条第3項	別記様式第11号
条例第25条第3項	別記様式第12号
条例第42条第4項	別記様式第13号

附 則

1 略

（地種区分未定の特別地域内における行為の許可基準）

2 第14条の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内において行われる行為（次項に規定する行為を除く。）については、当該行為が第2種特別地域内において行われるものとみなして、第15条の2第1項から第29項までの規定を適用する。

（地種区分未定の特別地域内における森林施業の許可基準）

3 第14条の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業として行われる条例第19条第3項第2号に掲げる行為に係る同条第4項の知事が定める基準は、第15条の2第15項及び第29項の規定にかかわらず、森林法第5条第1項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第4号中「第11条第1項」を「第11条第2項」に、「第7条第2項」を「第7条第4項」に改める。

別記様式第5号中「第11条第2項」を「第11条第3項」に、「第7条第4項」を「第7条第6項」に改める。

別記様式第7号の次に次の1様式を加える。

別記様式第 8 号(1)から別記様式第 8 号(10)までの規定中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改める。
別記様式第10号の 6 を削る。
別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第12号及び別記様式第13号を削る。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第2条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年栃木県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
1～13 略		1～13 略	
14 特例条例別表 第1の30の2の 項第11号に規定 する規則に基づ く事務であって 別に規則で定め るもの	栃木県立自然公園条例施行 規則（昭和33年栃木県規則 第56号。以下この項において「規則」という。）に基づ く次に掲げる事務 (1) <u>規則第15条第5項</u> の 規定による書類の提出 の要求 (2)～(5) 略	14 特例条例別表 第1の30の2の 項第11号に規定 する規則に基づ く事務であって 別に規則で定め るもの	栃木県立自然公園条例施行 規則（昭和33年栃木県規則 第56号。以下この項において「規則」という。）に基づ く次に掲げる事務 (1) <u>規則第15条第4項</u> の 規定による書類の提出 の要求 (2)～(5) 略
15～25 略		15～25 略	

(立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

第3条 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年栃木県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
1 次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に 基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分 を示す証明書（以下「身分証明書」という。） は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によ ることができる。 (1)～(17) 略 <u>(18)～(33)</u> 略		1 次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に 基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分 を示す証明書（以下「身分証明書」という。） は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によ ることができる。 (1)～(17) 略 <u>(18) 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条 例第11号）第15条第1項、第23条第2項、第25 条第2項及び第42条第1項</u> <u>(19)～(34)</u> 略	
2 略		2 略	

附 則

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の栃木県立自然公園条例施行規則第15条の3の規定は、この規則の施行の日以後にされる栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）第19条第3項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

(自然環境課)